

埼玉県防犯優良マンション認定事業規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、埼玉県内の防犯に配慮した構造、設備等を有するマンションの普及を促進するため、一般社団法人埼玉県防犯設備士協会（以下「設備士協会」という。）及び一般財団法人さいたま住宅検査センター（以下「センター」という。）が行う埼玉県防犯優良マンション認定事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) マンション 埼玉県内の鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造である共同住宅をいう。
- (2) 既存物件 認定申請時点において竣工しているマンションをいう。
- (3) 防犯優良マンション 防犯に配慮した構造、設備等を有し、設備士協会及びセンターが防犯性に優れていると認定したマンションをいう。

第2章 認定委員会

(委員会の設置)

第3条 防犯優良マンションの調査研究、審査及び認定を行うため、埼玉県防犯優良マンション認定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、委員長及び4人の委員で構成する。
- 3 委員会の庶務は、センターが行う。

(委員会の構成)

第4条 委員会の委員は、一般社団法人埼玉県防犯設備士協会会長（以下「会長」という。）及び一般財団法人さいたま住宅検査センター理事長（以下「理事長」という。）が次に掲げる者の中から委嘱するものとする。

- (1) 設備士協会又はセンターの役員及び職員
- (2) マンション防犯建築の知識を有する一級建築士、防犯設備士等

(委嘱状等の交付)

第5条 会長及び理事長（以下「会長等」という。）は、委嘱を行うときは、委嘱状（様式第1号）を交付する。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 任期の途中で退会した委員の補欠として就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第7条 委員長は、委員が互選する。

- 2 委員長の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 委員長は、委員会を統括する。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(委員会の招集)

第8条 委員会は、必要な都度、委員長が召集する。

2 委員会は、必要があると認められるときは、委員以外の関係者を招致して意見を求めることができる。

(定足数及び議決)

第9条 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、委員長がこれを決する。

第3章 審査の対象及び基準

(審査の対象及び内容)

第10条 防犯優良マンションとして認定する上での審査は、次に掲げる認定の対象となる者（以下「認定対象者」という。）から認定申請があったマンションについて行う。

(1) マンションの販売を行おうとする者又は建築を行おうとする者

(2) マンションの所有者

(3) 前号の規定にかかわらず、一のマンションの所有者が複数存在する場合については、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）の規定による建築物の管理者又は管理組合若しくは所有者の合意を得た代表者

2 認定は、次の各号に定める2段階の審査により行うものとする。ただし、既存物件にあっては、(2)に定める審査のみとする。

(1) 設計段階審査

(2) 竣工段階審査

(審査の基準)

第11条 審査は、別に定める埼玉県防犯優良マンション認定基準（以下「認定基準」という。）に基づき行うものとし、認定基準は、犯罪の発生状況等を踏まえ、必要に応じて内容を見直すものとする。

2 認定基準による認定の適否は、認定基準に定める必須事項及び推奨事項への適合性を判定することにより行う。

第4章 認定申請及び審査

(認定申請)

第12条 認定対象者は、次に掲げる書類をセンターに提出することにより、防犯優良マンションの認定申請を行うことができる。

(1) 埼玉県防犯優良マンション認定申請書（様式第2号）

(2) 埼玉県防犯優良マンション防犯設計内容説明書（様式第3号）

(3) 同意書（様式第4号）

(4) 設計図面

ア 設計段階審査及び竣工段階審査共通

(ア) 付近見取図

(イ) 配置図

- (ウ) 各階平面図（特に縦樋及び開口部の位置関係が分かるように記載されたもの）
 - (エ) 立面図（特に縦樋及び開口部の位置関係が分かるように記載されたもの）
 - (オ) 断面図
 - (カ) 平面詳細図
 - (キ) 建具表（特に「防犯性能の高い建物部品」を使用する場合は、その使用部品名に朱色の下線を引いたもの）
 - (ク) 外構図（外構平面図及び外構構造の姿図）
 - (ケ) エレベーター図（使用書及び扉の姿図）
 - (コ) インターホン設備のプロット図及び機器図（姿図及び仕様書を含む。）
 - (サ) 照明プロット図
 - (シ) 防犯カメラプロット図（平面図にカメラ位置が朱色で記載されたもの）
- イ 設計段階審査
- (ア) 配置図（配置図に次の事項を記載したもの）
 - a 計画建物との離隔距離が2メートルを下回る、隣地及び計画敷地内の既存建物の開口部
 - b 第1次セキュリティライン及び第2次セキュリティライン（カラー）
 - (イ) 防犯照明計画図書
 - a 照明器具姿図
 - b 電灯設備系統図
 - c 電灯設備平面図
 - d 審査項目である以下の部位の照明分布図
 - (a) 共通玄関及びメールコーナー
 - (b) エレベーターかご内
 - (c) 共用廊下及び共用階段
 - (d) 自転車置場及び駐車場
 - (e) 通路
 - (ウ) 防犯設備設計図書
 - a 総合防犯図（設置階平面図に掲げる防犯設備を社団法人日本防犯設備協会が定める防犯図記号を用いて記載したもの）
 - (a) オートロックシステム
 - (b) 防犯カメラシステム
 - (c) 防犯性能の高い建物部品等の開口部
 - (d) 自動施錠装置を設置した開口部
 - (e) 侵入防止フェンス
 - (f) 侵入警報設備
 - (g) 忍び返し等
 - b 防犯カメラシステム系統図
 - c 防犯カメラ姿図（仕様書を含む。）
 - (a) 防犯カメラ本体
 - (b) 記録装置

(c) モニター

(5) 申請手数料を納付したことを証する書類

(6) 申請に係る委託を受けた者については、当該委託を受けたことを証する書類の写し

2 既存物件に係る認定申請の場合は、前項に掲げる書類のほか、申請物件に係る建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による検査済証（以下これらを「検査済証」という。）の写しを提出するものとする。

3 申請書類は、正本1通及び副本2通を提出するものとする。

4 第1項及び第2項の申請手数料については、別に定めるものとする。

(認定申請の受理)

第13条 認定申請の窓口は、センターとし、申請者が認定対象者であること及び必要書類が添付されていることを確認した上で受理するものとする。

2 センターは、認定申請を受理した場合は、埼玉県防犯優良マンション申請・認定管理簿（様式第5号）に登録し、その後の手続を管理するものとする。

(担当審査員の指名)

第14条 前条の認定申請を受理したときは、当該申請に係る物件の審査に当たらせるため、設備士協会は、(1)に定める防犯優良マンション認定審査員（防犯設備）（以下「設備審査員」という。）1名以上を、センターは、(2)に定める防犯優良マンション認定審査員（建築）（以下「建築審査員」という。）1名以上を、それぞれ担当審査員として指名するものとする。

(1) 公益財団法人全国防犯協会連合会、公益社団法人日本防犯設備協会及び一般財団法人ベターリビングが定めた防犯優良マンション認定事業支援要綱（以下「要綱」という。）第6条第3項に規定する審査員資格者登録簿に登録された防犯設備審査資格者

(2) 要綱第6条第3項に規定する審査員資格者登録簿に登録された建築審査資格者

2 前項の規定による設備審査員又は建築審査員が審査を行う場合は、会長等から交付された埼玉県防犯優良マンション審査員の証（様式第6号。以下「審査員証」という。）を携行し、関係者から請求があったときは、これを掲示するものとする。

3 設備審査員又は建築審査員は、審査員証を亡失し、又はき損したときは、速やかに会長等に申し出て再交付を受けるものとする。

4 設備審査員又は建築審査員は、その資格を失ったときは、審査員証を会長等に返納するものとする。

(審査手続)

第15条 前条の規定により指名された設備審査員及び建築審査員は、共同して、申請物件について、認定基準への適合性の審査（以下「審査員審査」という。）を行い、その結果をセンターを経て委員会に報告するものとする。

2 センターは、前項の報告に係る審査結果が第11条第2項に規定する必須事項に適合する場合は、委員長に対し委員会の招集を要請するものとする。

3 委員会において、申請物件の必須事項の適合性及び第11条第2項に規定する推奨事項の具備の状況について判定するものとする。

(改善事項等の通知)

第16条 審査員審査の結果、申請物件に必須事項に適合しない事項がある場合、設備審査員又は建築審査員は、当該申請物件に係る申請者に対し、必須事項に適合しないこと、改善すべき

事項その他必要な事項を通知するものとする。

- 2 委員会の判定の結果、申請物件に必須事項に適合しない事項が認められる場合、センターは、当該申請物件に係る申請者に対し、必須事項に適合しないこと、改善すべき事項その他必要な事項を通知するものとする。
- 3 センターは、前項の通知を受けた申請者から、必要な修正を行った旨の連絡を受けた場合は、第14条及び第15条に規定する審査手続きを再度行うものとする。

(設計段階適合証の交付)

第17条 設計段階審査の対象である申請物件が、第15条に基づく審査の結果、委員会が必須事項に適合していると判定した場合は、センターは、防犯優良マンション申請・認定管理簿に必要事項を登載するとともに、申請者に対し、埼玉県防犯優良マンション設計段階審査適合証(様式第7号。以下「設計段階審査適合証」という。)を交付するものとする。

この場合において、推奨事項のうち具備しているものについては、設計段階適合証に記載するものとする。

- 2 会長等は、設計段階審査適合証を交付したときは、申請者が公表を望まない特段の理由がある場合を除き、当該設計段階審査適合証に係るマンションの名称、所在地、適合番号等の認定内容を設備士協会及びセンターのホームページに掲載して公表するものとする。

(竣工段階審査)

第18条 設計段階審査適合証の交付を受けた申請物件が竣工したときは、当該申請物件に係る申請者は、会長等に対し、竣工段階審査申請を行わなければならない。

- 2 前項の申請の窓口は、センターとし、申請者は、次に掲げる書類を提出するものとする。
 - (1) 申請物件に係る設計段階審査適合証の写し
 - (2) 申請物件に係る検査済証の写し
 - (3) 申請手数料を納付したことを証する書類
- 3 申請を受理したセンターは、第14条及び第15条に規定する審査手続きを行うものとする。
- 4 第1項の申請手数料については、別に定める。

第5章 認定

(認定手続き)

第19条 竣工段階審査の対象である申請物件(既存物件を含む。)が、第15条に基づく審査の結果、委員会が必須事項に適合していると判定した場合は、センター事務局は、申請者に対し、認定手数料の請求を行うものとする。

- 2 設備士協会及びセンターは、申請者が認定手数料を納付したことを、確認した上で、埼玉県防犯優良マンション申請・認定管理簿に必要事項を登載するとともに、申請者に対し、埼玉県防犯優良マンション認定証(様式第8号。以下「認定証」という。)、埼玉県防犯優良マンションであることを示す認定マーク表示ステッカー(別図)(以下これらを「認定証等」という。)を交付するものとする。

この場合において、具備している推奨事項を認定証に記載するものとする。

- 3 設備士協会及びセンターは、認定証を交付した場合は、申請者が公表を望まない特段の理由がある場合を除き、当該認定証に係るマンションの名称、所在地、適合番号等の認定内容を設備士協会及びセンターのホームページに掲載して公表するものとする。

4 第1項の認定手数料については、別に定める。

(認定期間)

第20条 防犯優良マンションの認定期間は、認定の日から5年間とする。

(遵守事項)

第21条 防犯優良マンションの認定を受けた者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 防犯優良マンションの趣旨、認定基準等を購入者等に十分説明し、理解を得ること。
- (2) 管理者、居住者等による自主的な防犯活動が積極的に推進されるよう努めること。
- (3) 警察官の立ち寄りに関する協力をを行うこと。
- (4) マンションの設備及び維持管理等に関する調査に協力すること。
- (5) マンションの構造、仕様、防犯設備等に変更及び火災、震災等により焼失又は損壊し、審査時における基準に適合しなくなったときは、速やかに届け出ること。
- (6) 埼玉県防犯優良マンションの認定登録の取消し決定がなされたときは、これに従うこと。

第6章 認定の更新

(更新申請)

第22条 埼玉県防犯優良マンションの認定の更新を受けようとする認定対象者は、会長等に対し、当該認定の有効期間が満了する日の6月前から当該認定の有効期間が満了する3月前までの間において次に掲げる書類を提出し、申請するものとする。

- (1) 埼玉県防犯優良マンション認定更新申請書(様式第9号)
- (2) 埼玉県防犯優良マンション防犯設計内容説明書(様式第3号)
- (3) 同意書(様式第4号)
- (4) その他、設備士協会及びセンターが審査する上で必要とする書類
- (5) 更新申請手数料を納付したことを証する書類

2 前項に掲げる申請書類は、正本及び副本2部を提出するものとする。

3 更新申請手数料については、別に定めるものとする。

(更新申請の受理及び審査)

第23条 前条の更新申請は、第13条の規定に準じて受理するものとする。

2 更新申請に基づく審査は、第11条第1項に規定する認定基準に基づき、第14条及び第15条の規定に準じて行うものとする。

(更新認定手続き)

第24条 前条第2項の審査の結果、委員会が必須事項に適合していると判定した場合は、センターは、申請者に対し、認定手数料の請求を行うものとする。

2 会長等は、申請者が認定手数料を納付したことを確認した上で、埼玉県防犯優良マンション申請・認定管理簿に必要事項を登載するとともに、更新申請者に対し、新たな認定証等を交付する。

3 第1項の認定手数料については、別に定める。

第7章 変更及び認定の取消し

(認定内容の変更)

第25条 認定対象者は、認定の有効期間中において、認定対象者及び認定基準に係る変更がある

場合は、埼玉県防犯優良マンション変更届（様式第10号）により、速やかにその旨を届け出なければならない。

（認定の取消し）

第26条 会長等は、次に掲げる場合にあつては、認定を取り消すことができる。

- (1) 認定対象が埼玉県防犯優良マンション認定取消申請書（様式第11号）により認定の取消しをセンターに申請した場合
- (2) 申請者が虚偽の認定申請又は更新申請を行っていたことが判明した場合
- (3) 第20条に掲げる認定の有効期間内に、認定時の基準を満たさなくなった場合
- (4) 申請者が、第21条の遵守事項を履行しない場合
- (5) 申請者が第22条に規定する認定の更新申請を行わず、認定の有効期間が失効した場合

2 会長等は、前項の規定により認定を取り消したときは、埼玉県防犯優良マンション認定取消通知書（様式第12号）を申請者に送付するものとする。

3 前項の通知を受けた申請者は、交付された設計段階審査適合証、認定証等を会長等に返納しなければならない。

第8章 業務委託

（事務の委託）

第27条 会長等は、防犯設備業界団体、建築業界団体等で、埼玉県防犯優良マンション認定事業に関する事務を適正に実施する能力を有すると認められる者に、埼玉県防犯優良マンション認定事業に関する事務を委託することができる。

（委託事務の調査）

第28条 会長等は、埼玉県防犯優良マンション認定事業の適正な実施を図るため、必要がある場合は、埼玉県防犯優良マンション認定事業に関する事務の委託を受けた者に対し、当該事務の実施状況について、報告又は資料の提出を求めることができる。

（委託事務の報告）

第29条 埼玉県防犯優良マンション認定事業に関する事務の委託を受けた者は、当該事務の実施状況については、半期ごとに、当該事務に関する特異事項についてはその都度、会長等に報告するものとする。

第9章 雑則

（認定の効果）

第30条 防犯優良マンション事業規程による認定は、防犯に配慮した構造、設備等を有するマンションの普及促進を目的とするものであつて、認定したマンションにおいて犯罪が発生しないことを保障するものではなく、当該認定したマンションにおいて犯罪が発生した場合の賠償責任は一切負わないものとする。

（守秘義務）

第31条 防犯優良マンションの審査に関与した者は、審査上知り得た秘密を漏らしてはならない。なお、その職を離れた後も同様とする。

（備付簿冊）

第32条 設備士協会及びセンターが備え付けなければならない簿冊及びその保管期間は、次の各

号に掲げる簿冊の区分に従い、それぞれの当該各号に定める期間とする。

- (1) 埼玉県防犯優良マンション申請・認定管理簿 永年
 - (2) 埼玉県防犯優良マンション審査申請書綴り 5年
 - (3) 埼玉県防犯優良マンション認定更新申請書綴り 5年
 - (4) 埼玉県防犯優良マンション認定取消申請書綴り 5年
 - (5) 埼玉県防犯優良マンション認定取消通知書綴り 5年
 - (6) 埼玉県防犯優良マンション認定事業事務委託管理綴り 5年
- (補則)

第33条 この規程に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、会長等が別に定める。

附 則

この規程は、平成23年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附属文書

この規程の各条文中で定める様式は、以下の表に掲げるものとする。

関係条文	様式の名称等	識別番号
第5条	委嘱状	様式第1号
第12条第1項	埼玉県防犯優良マンション認定申請書	様式第2号
第12条第1項	埼玉県防犯優良マンション防犯設計内容説明書	様式第3号
第12条第1項	同意書	様式第4号
第13条第2項	埼玉県防犯優良マンション申請・認定管理簿	様式第5号
第14条第2項	埼玉県防犯優良マンション審査員の証	様式第6号
第17条第1項	埼玉県防犯優良マンション設計段階審査適合証	様式第7号
第19条第2項	埼玉県防犯優良マンション認定証	様式第8号
第19条第2項	認定マーク表示ステッカー	別図
第22条第1項	埼玉県防犯優良マンション認定更新申請書	様式第9号
第25条	埼玉県防犯優良マンション変更届	様式第10号
第26条第1項	埼玉県防犯優良マンション認定取消申請書	様式第11号
第26条第2項	埼玉県防犯優良マンション認定取消通知書	様式第12号